

平成25年度 生き物ぎょうさん里村実施要項

1 目的

生き物のゆたかな里づくりを実施している地域・団体を「生き物ぎょうさん里村」として認定し、メダカ、ドジョウ、赤トンボなど水田の生態系を再生する取り組みを拡大します。

2 認定基準

次の（１）および（２）の活動に取り組むとともに、（３）を実施または今後実施していく計画のある地域または団体

（１）生き物に配慮した農法

- ・冬水田んぼ
- ・中干し延期
- ・農薬を5割以上削減した稲作

（２）自然再生施設

- ・水田魚道、退避溝、ビオトープなどの自然再生施設の設置

（３）生き物調査の実施

3 募集期間

平成26年1月31日～3月7日

4 その他

「生き物ぎょうさん里村」の認定により、安心安全な農産物の販売や、地域ブランドのPRなどに活用できます。

また、県は取組み団体の支援と、取組みの拡大のため、ホームページ等によりPRします。